

● 政策目標 6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、貧困や地球環境問題、更には国際金融市場の混乱や世界的な景気後退懸念といった課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第170回国会 総理大臣所信表明演説

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第171回国会 財務大臣財政演説（平成21年1月5日、平成21年1月28日）

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用

施 策 6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

● 施 策 6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用

我が国は、ODAに関する国際公約やミレニアム開発目標の達成等に向けて積極的に取り組んでいくこととしていますが、その際には、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、中長期的な戦略性や、援助の質を向上させることが必要不可欠です。平成18年4月には、援助の基本戦略等の策定について、内閣の司令塔的機能を強化するため、総理大臣及び少数の閣僚メンバーから構成される「海外経済協力会議」が設置されました。また、援助の実施機関について、実施段階での戦略性や効率性を高めるべく、円借款・技術協力・無償資金協力を一元的に実施するため、平成20年10月に、旧国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構を統合しました。

これらを踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協

力・無償資金協力の一体的活用や、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、N G Oや民間企業等との連携、国別援助計画の策定、O D A評価の充実を進めることで、O D Aの効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

❽ 施策6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

財務省は、円借款や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、以下に取り組んでいきます。

① 円借款・国際協力銀行業務

平成20年10月、それまで旧国際協力銀行において一体的に実施してきた国際金融等業務と円借款業務については、国際金融等業務は日本政策金融公庫の国際協力銀行（J B I C）に、円借款業務は新国際協力機構にそれぞれ継承されました。新体制においても、両機関の有機的な連携を確保し、国際協力銀行業務と円借款業務のより効率的かつ効果的な実施を図っていきます。

我が国は、後発開発途上国支援における円借款の役割を強化するために譲許性の高い供与条件を導入するなど、円借款を通じた開発途上国支援に積極的に取り組んでいます。財務省は、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成について引き続き関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいきます。平成21年度においては、引き続き、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、平成20年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（T I C A D IV）において福田総理が表明したとおり、アフリカ向けに援助効果の高い円借款を提供していきます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

国際協力銀行業務については民業補完の徹底を図りつつ、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上のための業務を引き続き行っています。具体的には、日本のプラント等の輸出支援、資源・エネルギー等の重要物資の安定的確保、日本の産業の国際的事業展開支援に努めています。また、今般の国際金融秩序の混乱に対処するため、J B I Cと国際金融公社（I F C）が中心となり途上国銀行資本増強ファンドを設立し、J B I Cを活用した貿易金融支援イニシアティブを発表しました。また、我が国企業が先進国等において行う事業に対して貸付け等を行う業務を実施するなど、来年度以降も金融市場に適応した効果的な施策を行い、途上国及び我が国企業の海外事業を支援し、国際金融秩序の混乱への対処の強化を図っていきます。

② 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: M D B s）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、その広範な情報網を活用し現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。財務省はこのような長所を十分認識し、昨年も、アジア・太平洋地域の特に貧しい途上国に対し長期・低利の貸付を行うためのアジア開発基金（A D F）の増資に合意するなど、M D

B s の活動に積極的に貢献しており、今後もMDB s の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDB s の政策に反映させていきます。また、第4回アフリカ開発会議において行ったように、引き続き、我が国の開発援助にMDB s の専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。

我が国は、国際金融市場の混乱といった課題に迅速に対応していきます。金融市場の混乱への対応という観点からは、平成20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における合意に基づき、MDB s の資金基盤が十分であるかを検証し必要に応じこれを増強するとともに、IFC（国際金融公社）と合意した「途上国銀行資本増強ファンド」を活用した途上国支援を進めています。また、食料価格高騰への対応策として、農業生産性向上を含む農業の改革のための取り組みを、世銀等の関係機関とともに進めています。

さらに、MDB s は、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取り組み、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高める努力を行っており、我が国としても、これらの取組を積極的に支援していきます。またMDB s を通じた支援について、広く一般に紹介していきます。

（新）◎業績指標 6-2-1：MDB s との政策協議・開発問題研究会の開催回数 （単位：回）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度目標
開催回数	17	18	35	42	増加

（出所）国際局開発機関課調。

（注1）総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議（個別面会を除く）及び開発問題研究会（18年度まではMDB s 研究会）の回数。

（注2）開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

地球環境問題への取組として、我が国が拠出する地球環境ファシリティ（Global Environment Facility : GEF。生物多様性の保護、気候変動といった途上国における地球環境問題への対策に貢献する資金メカニズム）の業務運営に係る議論に引き続き積極的に参加し、地球環境ファシリティの活動に貢献していきます。

また、我が国は、途上国の努力を支援するため、平成20年1月に「クールアース・パートナーシップ」を発表し、5年間で適応、緩和策あわせて概ね100億ドル程度の資金供給を可能とする体制を構築しました。その一環として、JICAにアジア・環境ファシリティを創設し、平成20年度から活動を開始しました。また、平成20年7月に世界銀行理事会で設立が決定された気候投資基金（Climate Investment Funds : CIF）に対し最大12億ドルを拠出する旨表明しました。財務省は関係省庁間で密接な連携を図りながら、こうした多国間や二国間の取組みを通じ、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする開発途上国に対する支援を行っていきます。

施 策 6-2-3：債務問題への取組

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリ・クラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries: HIPC s）に対しては、「拡大HIPCイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大HIPCイニシアティブの着実な進捗に向け取り組みます。

また、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みを考慮し、責任ある貸付を行うこと等について、G7、世界銀行、IMF等で議論が進められています。財務省としても、G7、G20やパリクラブ等国際的枠組における議論に積極的に参加するとともに、債務に関する諸問題について、従来から積極的に取り組んできた借入国側における債務管理能力の構築のほか、新興国における貸付政策に関するセミナーの開催等、知的貢献策についても検討していきます。

施 策 6-2-4：知的支援

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取り組みを踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象に、日本の経済財政政策等についての研修・セミナーや開発途上国の財政・税制、アジアの地域金融協力等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、人材育成支援及び国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）等の国際機関や、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州連合）等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国の税関における知的財産侵害物品の水際取締能力の向上を図るため、WCOの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

5. 参考指標（8指標）

- 開発途上国に対する資金の流れ
- 國際開発金融機関関連の国際会議
- 國際開発金融機関に対する主要国の出資
- 國際開発金融機関等に対する拠出金
- 國際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）
- JIBCによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）
- 円借款実施状況
- 研修・セミナー等の実施状況